

事務連絡
令和5年5月18日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

都市公園内において、公園管理に起因すると思われる事故が発生しましたので、以下のとおりお知らせします。

- 令和5年4月30日（日）午後16時頃、運動公園内において77歳の男性が健康遊具の平均台を利用していたところ、平均台がぐらついたため転倒し、負傷する事故が発生した。（国土交通省事務連絡 別添1）
- 令和5年5月5日（金）午前10時頃、総合公園内において50歳男性がアスレチック遊具の頂上部から降りていたところ、手をかけた箇所が外れたためバランスを崩して遊具から落下し、負傷する事故が発生した。（国土交通省事務連絡 別添2）
- 令和5年5月8日（月）午前8時頃に近隣住民から通報があり、街区公園内の樹木が倒木し、ぶらんこが損傷していたことが発覚した。（国土交通省事務連絡 別添3）

上記を踏まえ、別紙のとおり、国土交通省都市局公園緑地・景観課企画専門官から事務連絡「都市公園における安全確保について」が発出され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市区町村に対して指導方お願いいたします。